

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長
(公 印 省 略)

業務前自動点呼の先行実施要領について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般、国土交通省より「業務前自動点呼の先行実施要領」について通知がありました。

令和5年4月以降、業務後自動点呼の実施が可能となっておりましたが、運行管理者の負担を軽減することや、慢性的な人手不足への対応が期待されることから、本先行実施要領に基づき業務前自動点呼に係る先行実施事業を行うことになりました。

つきましては、実施を希望される事業者は、先行実施要領をご確認のうえ、下記委託事業者あてお問い合わせ及び必要書類のご提出をお願いします。

なお、貨物自動車運送事業者が実施要領に基づいて業務前自動点呼を行った場合、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条第1項の規定に適合する点呼が行われたものとして取り扱われるということです。

記

●先行実施要領及び申請書類等

全日本トラック協会ホームページにて掲載

<https://jta.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/jta20240607anzen.pdf>

●先行実施に係る問合せ及び書類提出先

国土交通省委託事業事務局（株式会社野村総合研究所）

Eメール：mlit_jidotenko_fy2024dp@nri.co.jp

【本案内に関する問い合わせ】

(公社) 沖縄県トラック協会 TEL 098-863-0280 担当課：適正化事業課